

慈眼寺公園周辺地区景観計画 (案)



鹿児島市 建設局 都市計画部 都市景観課

目次

序章	景観形成の考え方	1
第1節	慈眼寺公園周辺地区景観計画の位置づけ	1
第2節	景観形成の考え方	1
	1. 慈眼寺公園周辺地区の概要	1
	2. 慈眼寺公園周辺地区の景観特性	2
	3. 慈眼寺公園周辺地区景観計画策定の基本的な考え方	3
第1章	景観計画の区域	4
第2章	良好な景観の形成に関する方針	5
第1節	景観形成の目標	5
第2節	景観形成の基本方針	5
第3節	眺望地点の設置	6
	1. 眺望地点の位置と概要	6
	2. 回遊コースと景観スポット	7
第3章	良好な景観形成のための行為の制限(届出対象行為、景観形成基準)	8
第1節	建築物の建築等、工作物の建設等	8
	1. 届出対象	8
	2. 景観形成基準	9
第2節	開発行為、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形質の変更	11
	1. 届出対象	11
	2. 景観形成基準	11
第3節	屋外での土石等の堆積	11
	1. 届出対象	11
	2. 景観形成基準	11
第4節	木竹の伐採、植栽	12
	1. 届出対象	12
	2. 景観形成基準	12
第4章	景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針	13
第1節	景観重要建造物	13
第2節	景観重要樹木	13
第5章	屋外広告物の制限	14
	1. 屋外広告物条例に基づく景観形成	14
	2. 屋外広告物行政の基本方針	14
第6章	景観重要公共施設の整備に関する事項、占用許可等の基準	15
	1. 景観重要公共施設の指定	15
	2. 景観重要公共施設の整備に関する事項	17
	3. 景観重要公共施設における占用等の許可の基準	20

序章 景観形成の考え方

第1節 慈眼寺公園周辺地区景観計画の位置づけ

慈眼寺公園周辺地区景観計画は、平成20年6月に施行した鹿児島市景観計画を上位計画としながら、慈眼寺公園周辺地区の歴史、自然がもたらす美しい景観の保全と更なる良好な景観の形成に向けた目標や方向性、ルール等について定めたものです。

本計画は景観法第8条に規定する景観計画であり、令和3年4月1日に施行し、慈眼寺公園周辺地区においては、本計画に基づき良好な景観づくりを進めていきます。

なお、本計画に定める区域は、鹿児島市景観条例第6条第1項に規定する景観形成重点地区とし、同条第2項の規定に基づき、鹿児島市景観計画の区域から除きます。

第2節 景観形成の考え方

1. 慈眼寺公園周辺地区の概要

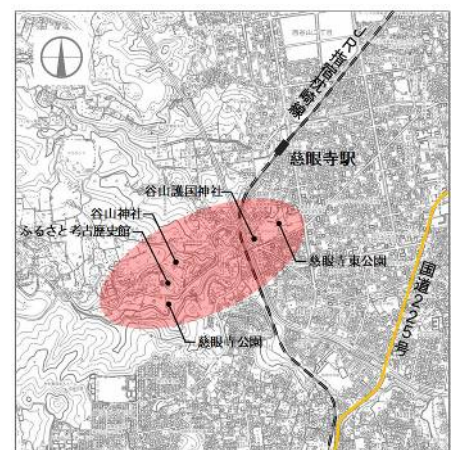
慈眼寺公園周辺地区は、鹿児島市の指定文化財である『慈眼寺跡』の周辺に広がる慈眼寺公園を中心とする地域で、JR指宿枕崎線の東側の平坦地は低層住宅地が広がり、西側の丘陵地には慈眼寺公園をはじめとする自然的景観が残されています。

慈眼寺は、今から1300年以上前の推古天皇の頃、百済国（朝鮮）から来た名僧日羅上人によって開基されたと伝えられ、聖観音像が安置されていました。その後、天文11年（1542年）に島津家15代当主貴久によって改宗されて福昌寺の末寺となり、曹洞宗として栄えました。以来、代々島津家の崇敬あつく、18代当主家久は自分の号「慈眼」をとって慈眼寺と名づけました。明治2年（1869年）の廃仏毀釈により観音堂は取り壊され、その後、稻荷神社が建てられました。現在は、磨崖碑や仁王像、その他の石碑が残っており、昭和49年（1974年）に『慈眼寺跡』として鹿児島市の記念物（名勝）に指定されています。

慈眼寺公園は豊かな自然環境が保全されており、『慈眼寺自然遊歩道』が設置され、紅葉や桜など四季折々の彩りや照葉樹林に囲まれた川のせせらぎを楽しみながら散策することができます。また、園内の一面にある酒水の井戸では、森が育みあふれだす湧き水を汲みに来る市民の姿も多く見られます。

後醍醐天皇の皇子懐良親王を祭る『谷山神社』付近の展望台からは桜島や市街地への雄大な眺望が広がり、『ふるさと考古歴史館』のケヤキ並木やイタリア式水階段（カスケード）は慈眼寺公園と一体となって潤いのある景観を形成しています。

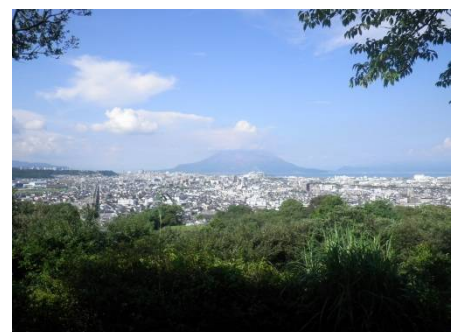
本地区を含む一帯は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定める風致地区に昭和37年に本市で初めて指定されています。



慈眼寺公園周辺地区の位置



慈眼寺跡（市指定文化財）



谷山神社付近の展望台からの眺望

2. 慈眼寺公園周辺地区の景観特性

(1) 景観の主な特徴・魅力

慈眼寺公園周辺地区の景観の特徴として、次のようなことが挙げられます。これらの要素が組み合わさり、調和して、自然豊かで歴史を感じる魅力的な景観を創り出しています。

◆自然遊歩道を回遊しながら楽しむ景観

慈眼寺公園には、苔むした巨大な岩や切り立った崖をぬって渓流沿いや樹木の間を歩く「慈眼寺自然遊歩道」が整備され、桜や紅葉など四季折々の彩りや照葉樹林、竹林に囲まれた川のせせらぎ、慈眼寺跡をはじめとする史跡など、変化に富んだ様々な景観を楽しむことができます。また、ふるさと考古歴史館周辺には、ケヤキ並木や芝生広場、イタリア式水階段（カスケード）が整備され、憩いの場として多くの市民に親しまれています。



自然遊歩道

◆慈眼寺公園のコスモス園と周囲の山並みが一体となった里山景観

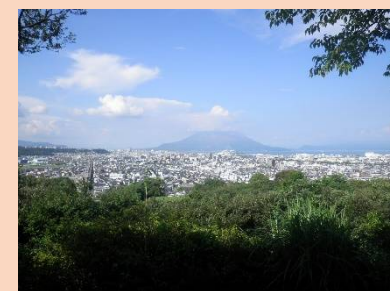
慈眼寺公園内のコスモス園には、毎年春にはネモフィラ、秋にはコスモスが一面に咲き、周囲の山並みと一体となって安らぎのある里山景観を形成しています。花が咲く時期は多くの市民や観光客が訪れます。



コスモス園

◆谷山神社付近から望む桜島や市街地への眺望景観

谷山神社近くの展望台からは、慈眼寺公園を中心とする豊かな緑の先に、雄大な桜島や錦江湾、市街地を一望することができ、本市を代表する眺望スポットの一つとなっています。



谷山神社付近からの眺望

(2) 景観の主な課題

慈眼寺公園周辺地区における景観上の課題として、次のようなことが挙げられます。

- ◆慈眼寺公園や周辺の道路は、歴史的雰囲気や自然環境と調和するように整備する必要があります。
- ◆将来的に地区内の歴史的雰囲気や自然景観にそぐわない建築物等の建築や開発行為等が行われることにより地区の特徴的な景観を阻害する要因になる恐れがあります。
- ◆歴史的建造物を保全するだけでなく、まちの賑わいづくりなどの観点から新たな活用を図ることが求められています。
- ◆電線、電柱等の工作物の一部には、まちなみに調和せず自然景観を遮るように配置しているものがあり、地区を回遊して景観を楽しむ上での阻害要因となっています。
- ◆形成された景観は、地域住民と行政との協働により、一体的なまちなみの保全・継承を図る必要があります。

3. 慈眼寺公園周辺地区景観計画策定の基本的な考え方

(1) 策定にあたっての視点

前項までの慈眼寺公園周辺地区の景観特性を踏まえ、景観計画策定にあたって、次の3つの視点を設定します。

①回遊性に富んだ景観の保全

慈眼寺自然遊歩道では、桜や紅葉など四季折々の彩りや照葉樹林、竹林に囲まれた川のせせらぎ、慈眼寺跡をはじめとする史跡など、変化に富んだ様々な景観を楽しむことができます。これらの自然環境や歴史的資源など豊富な景観資源を一体的に保全し、これを生かした景観の形成を誘導します。

②歴史的雰囲気や自然環境に調和し、統一感のあるまちなみの創出

歴史的雰囲気や自然環境に調和しない高さ、形態・意匠、色彩等の建築物や工作物等は景観の阻害要因となるだけでなく、歴史的資源や周辺の自然環境の魅力も低下させます。そこで、建築物や工作物等に一定のルールを定め、地区の雰囲気に調和し、統一感のある景観の形成を誘導します。

③慈眼寺公園を中心とする豊かな自然の保全

地区内には慈眼寺公園をはじめ、豊かな自然環境が残されていますが、大規模な開発行為や伐採は、地区の景観に大きな影響を与えます。そこで、開発行為や伐採等に一定のルールを設け、慈眼寺公園と周辺の周辺の自然を一体的に保全し、美しい景観の形成を誘導します

(2) 策定方針

鹿児島市景観計画に定める自然緑地ゾーンの届出対象行為・景観形成基準や、慈眼寺風致地区内における許可を要する行為・許可の基準を基本に、前項の視点を踏まえ、慈眼寺公園周辺地区の景観特性を考慮した次の基準を取り入れることにより、市民・事業者・行政が一体となって良好な景観の保全と誘導を進めていきます。

■建築物・工作物

- ①歴史的雰囲気、自然環境に配慮した建築物等の最高高さの限度の導入
- ②歴史的雰囲気、自然環境に配慮した建築物等の形態・意匠、色彩及び外構等の基準

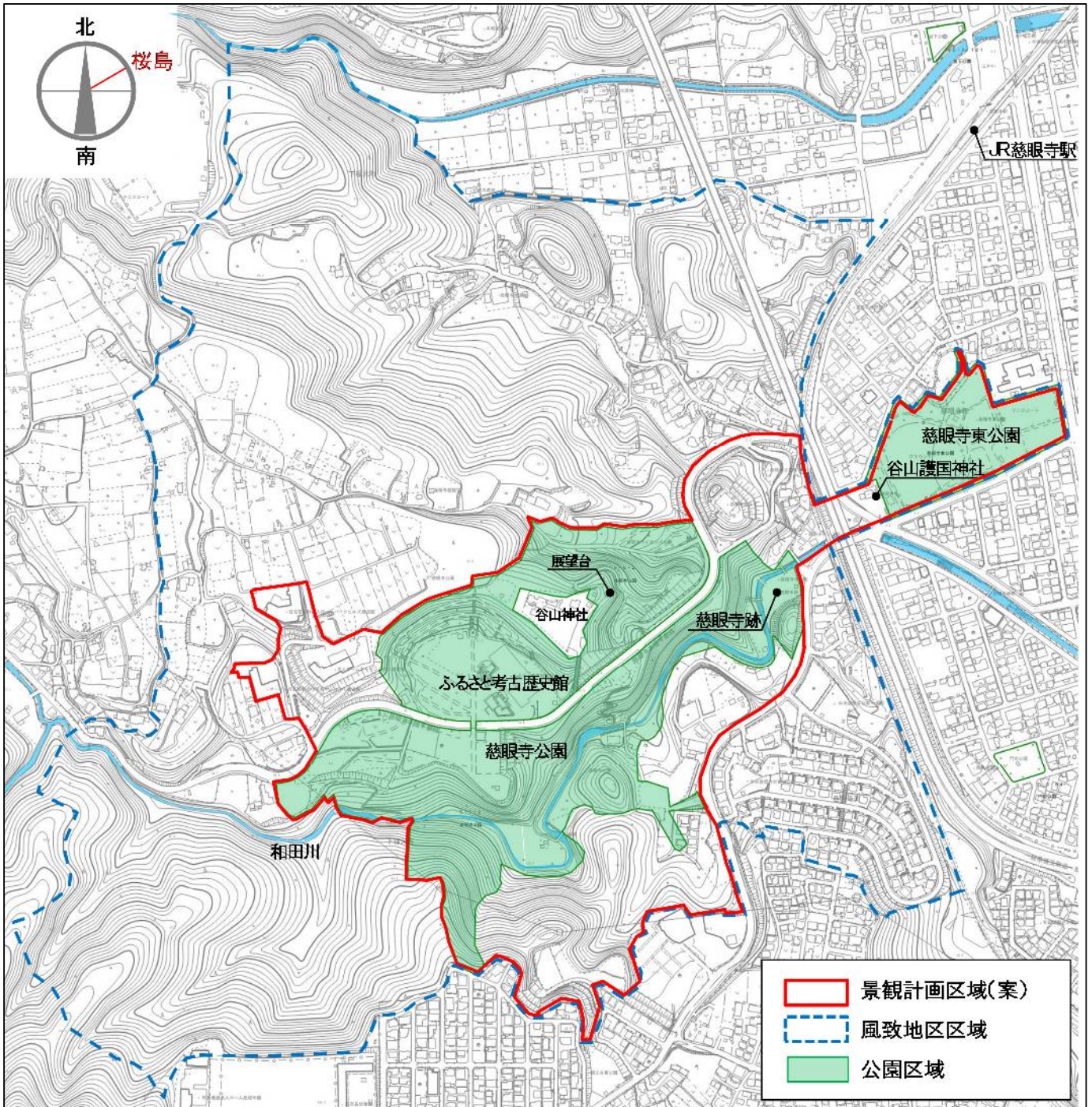
■開発行為等

- ①歴史的雰囲気、自然環境と調和した法面整備等の基準
- ②地区内の自然景観の保全を目的とした伐採等の基準

第1章 景観計画の区域

【景観計画区域の設定に関する考え方】

慈眼寺風致地区のうち、本地区のシンボルとなる慈眼寺公園を中心に、これを取り巻く山林や谷山護国神社・慈眼寺東公園まで（約30ha）を景観計画区域に指定することで、歴史資源・自然景観を一体的に保全し、良好な景観形成を誘導します。



第2章 良好な景観の形成に関する方針

第1節 景観形成の目標

上位計画である鹿児島市景観計画において定めた慈眼寺公園周辺地区の景観形成方針を踏襲し、本計画の景観形成の目標を次のとおり定めます。

慈眼寺公園を中心とした豊かな自然と周辺の歴史的雰囲気を守り、育てる景観づくりを進めます。

第2節 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえ、次のとおり景観形成の基本方針を定めます。

歴史的資源と調和した景観形成の誘導

地区内に残る多くの歴史的資源を継承するとともに、建築物等について高さ、形態・意匠、色彩等のルールを定め、歴史的雰囲気と調和した景観の形成を誘導します。

自然環境と調和した景観形成の誘導

慈眼寺公園をはじめとする豊かな自然環境を保全するとともに、建築物の高さ、形態・意匠、色彩等や開発行為等のルールを定め、自然環境と調和した美しい景観の形成を誘導します。

協働による景観形成の推進

市民・事業者だけでなく、公園や道路などの景観重要公共施設の指定等により、行政も一体となって魅力ある景観形成を推進します。

第3節 眺望地点の設置

慈眼寺公園周辺地区は、近景には慈眼寺公園を中心とする豊かな緑、遠景には桜島や市街地が望め、桜や紅葉など四季折々の彩りや照葉樹林に囲まれた川のせせらぎを楽しみながら散策できることは、地域住民だけでなく、訪れた市民や観光客にとっても、大きな魅力のひとつになっています。

そこで、慈眼寺公園周辺地区を回遊する中でも、特にすばらしい景観を望める場所を「眺望地点」と定めます。

1. 眺望地点の位置と概要

次の2つの地点を眺望地点とします。



◆眺望地点 1

谷山神社近くに設置された展望台からは、慈眼寺公園を中心とする豊かな緑の先に、雄大な桜島や錦江湾、市街地を一望することができ、天気の良い日には遠く霧島や大隅半島も見ることができます。



◆眺望地点 2

慈眼寺公園内のコスモス園には、毎年春にはネモフィラ、秋にはコスモスが一面に咲き、周囲の山並みと一体となって安らぎのある里山景観を形成しています。花が咲く時期は多くの市民や観光客が訪れます。

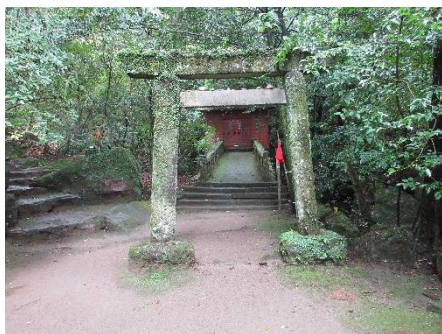


2. 回遊コースと景観スポット

変化に富んだ様々な景観を楽しむことができる「慈眼寺自然遊歩道」を、回遊しながら景観を楽しめる場所として推奨します。

慈眼寺自然遊歩道は、全長約3kmのコースで、清水の流れる和田川づたいに稲荷神社や大雲白峯和尚の墓、仁王像などの史跡を見ることができ、また、紅葉や桜など四季折々の彩りや野鳥、植物などの自然を楽しむことができます。

コース沿いの酒水の井戸では、森が育みあふれ出している湧き水をくみに来る市民の姿も多く見られます。



稲荷神社



さくら広場



仁王像

第3章 良好な景観形成のための行為の制限(届出対象行為、景観形成基準)

第1節 建築物の建築等、工作物の建設等

1. 届出対象

地域の景観に与える影響の大きい建築物・工作物を対象に、その新築(新設)、増築、改築、移転のほか、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更を行う場合は届出を行うものとします。

ただし、届出を行う必要のない建築物や工作物の建築等の行為においても、本計画に定める景観形成基準を満たすよう努めるものとします。また、景観形成基準の定めのない工作物についても、本計画の趣旨を踏まえ、景観に配慮した整備等に努めることとします。

(1) 届出対象建築物

延べ面積が10㎡を超えるもの。

ただし、増築、改築、外観の変更(修繕、模様替、色彩の変更)のうち、次に該当するものは届出の対象外とします。(届出の不要な場合でも、景観形成基準を満たすよう努めるものとします。)

行 為	届出の対象外となる規模
増築、改築	その部分の床面積の合計が10㎡以下となるもの
修繕、模様替	過半に満たないもの
色彩の変更	各壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積の10分の1以下となるもの

(2) 届出対象工作物

次の①～⑬に掲げる工作物(建築物以外の工作物)で、高さが1.5mを超えるもの。

(届出の不要な場合でも、景観形成基準を満たすよう努めるものとします。)

- ①煙突
 - ②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(テレビ受信用アンテナを除く)
 - ③広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
 - ④高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
 - ⑤擁壁
 - ⑥観光用のエレベーター、エスカレーターその他これらに類するもの
 - ⑦ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
 - ⑧メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
 - ⑨鉱物、岩石、コンクリート、ガラス等の粉碎で原動機を使用するもの
 - ⑩アスファルト、石油、ガス等を原料とする製造施設
 - ⑪自動車車庫の用途に供する工作物
 - ⑫汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設
- 【参考】①～⑫は、建築基準法施行令第138条の規定により指定されている工作物の種類
- ⑬太陽光発電設備、風力発電設備等

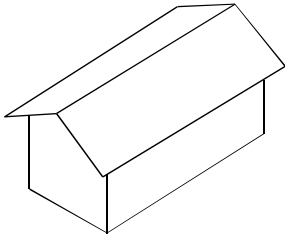
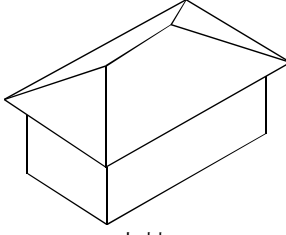
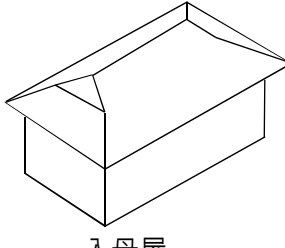
(注) 屋外広告物については、景観法等に基づく届出の必要はありませんが、基本的に屋外広告物条例等に基づく許可等の申請が必要となります。

※高さ1.5mを超える①～⑬の工作物の増築、改築、外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）のうち、次に該当するものは届出の対象外とします。

行 為	届出の対象外となる規模
増築、改築	その部分の鉛直投影面積又は水平投影面積の合計が10㎡以下となるもの
修繕、模様替	鉛直投影面積又は水平投影面積の10分の1以下となるもの
色彩の変更	

2. 景観形成基準

地区の美しい景観の保全と更なる良好な景観の形成を図るために、建築物及び工作物の景観形成基準を以下のとおりとします。ただし、歴史的建造物等で市が認めたものについてはこの限りではありません。

項 目	景 観 形 成 基 準
高 さ	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然環境や田園景観と調和し、まとまりのある高さとなるように配慮する。 ・建築物の最高の高さは1.5mを限度とする。 ・工作物の最高の高さは7.5mを限度とする。ただし、住戸等へ電力を供給するための電線路の支持物として使用する鉄筋コンクリート柱等で、法令等に定める最低の高さのものは、この限りではない。
形 態 ・ 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然環境や田園景観と調和し、落ち着いてまとまりのある形態・意匠、素材とする。 ・建築物の屋根は、できる限り勾配屋根（切妻、寄棟、入母屋）とするよう努める。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; text-align: center;">    </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; text-align: center;"> 切妻 寄棟 入母屋 </p>
壁 面	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に接する壁面は、道路境界からの後退や接道部への植栽等によりゆとりのある空間の創出に努め、分節の度合を工夫することにより圧迫感・威圧感を与えないようにする。

項 目	景 観 形 成 基 準
屋 外 設 備	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段は、建築物本体と調和を図るよう工夫する。 ・室外機や高架水槽等の建築設備は、道路など公共の場から見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、自然素材のものや緑化により覆うなど、周辺の自然環境と調和するように配慮する。 ・太陽光発電設備の色彩は、黒色又は濃紺色もしくは低彩度・低明度の目立たないものとし、模様が目立たず、光沢のないものとするなど、周囲の景観を阻害しないように配慮する。 ・配管やダクト等は、道路など公共の場から見える壁面に露出しないよう配慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とするなど目立たないようにする。
色 彩 (壁面、屋根、 屋上)	<ul style="list-style-type: none"> ・マンセル値により色相0 R～5 Yは彩度4以下、その他の色相は彩度2以下とする。ただし、次に該当するものは、この限りではない。 ①アクセント色として着色される部分 (各壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積の10分の1まで) ②寺社仏閣建築物等で使われる朱色等、建築物の性格上やむを得ないと認められるもの ③表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩 ④航空法その他の法令に基づき設置するもの ⑤市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの <ul style="list-style-type: none"> ・質の高いデザイン(色彩を含む)でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの ・植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの など
色 彩 (工 作 物)	<ul style="list-style-type: none"> ・マンセル値によりすべての色相において明度5以下かつ彩度2以下とする。(屋外広告物については、屋外広告物条例の基準を適用する。) ただし、前述の建築物の色彩基準における例外規定は、工作物の色彩基準においても準用する。
外 構	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場、駐輪場、ごみ集積所等は、形態・意匠、素材の工夫、周囲の緑化等により、周辺の自然環境と調和するよう配慮する。 ・道路など公共の場に接する場所に塀や柵等を設ける場合は、植栽、自然素材のもの等を用い、周辺の自然環境と調和するよう配慮する。 ・敷地内に現存する石垣等については、できる限りこれを保全し、活用を図る。
附 属 建 築 物 ・ 工 作 物	<ul style="list-style-type: none"> ・道路など公共の場から見える場合は、母屋と調和したものとする。
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・公共の場から見える場所、特に道路など公共の場に接する場所はできる限り緑化に努める。 ・既存の樹木等はできる限り保全・活用に努める。

項 目	景 観 形 成 基 準
夜 間 の 特 定 照 明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺住民の生活環境への影響を考慮し、また自然景観に配慮したものとする。 ・ 法令等に基づくものを除き、回転灯やサーチライト等の光の量が多く、動きのあるものは使用しない。

第2節 開発行為、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形質の変更

1. 届出対象

面積が500㎡を超えるもの又は高さが1mを超える法面を生じるもの。

ただし、届出の不要な場合でも、本計画に定める景観形成基準を満たすよう努めるものとします。

2. 景観形成基準

- ①大規模な木竹の伐採はできる限り避け、行為の範囲は必要最小限とするとともに、現状の地形を最大限生かす工夫を行う。
- ②行為の間や行為の後に地肌の露出が、道路など公共の場からできる限り目立たないように採取、掘採位置及び方法（植栽等）を工夫する。
- ③法面は緑化又は石積み等により周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。
- ④背景となる斜面緑地については、周辺の植生に配慮して緑化に努める。
- ⑤擁壁は資材、表面処理の工夫、前面緑化等により、周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。
- ⑥敷地内にある良好な樹木をできる限り保全し、生態系に配慮して活用するように努める。

第3節 屋外での土石等の堆積

1. 届出対象

堆積期間が6か月を超え、かつその面積が500㎡又は高さが1mを超えるもの。

ただし、届出の不要な場合でも、本計画に定める景観形成基準を満たすよう努めるものとします。

2. 景観形成基準

- ①堆積物は道路など公共の場から見えないように配置を工夫するとともに、できる限り高さを抑える。
- ②そのままでは道路など公共の場から見える場合は、植栽や圧迫感のない塀の設置等による修景を行う。
- ③整然と集積・貯蔵し、敷地外に流出しないよう安全性にも配慮する。

第4節 木竹の伐採、植栽

1. 届出対象

木竹の伐採、植栽いずれにおいても、面積が500㎡を超えるもの。

ただし、届出の不要な場合でも、本計画に定める景観形成基準を満たすよう努めるものとします。

2. 景観形成基準

- ①道路など公共の場から見える場所の伐採はできる限り避け、やむを得ず伐採した場合はこれに代わる植栽を行う。
- ②木竹の伐採は択伐を基本とし、大規模な伐採はできる限り避ける。伐採の位置は、遠方からの眺望に配慮し道路など公共の場からできる限り見えない場所とする。やむを得ず見える場合は、その範囲を必要最小限とする。
- ③伐採後は植栽に努め、その際は周辺の植生に配慮する。
- ④地域を特色づけている樹木、生垣等は伐採しない。やむを得ず伐採しなければならない場合は、これに代わる植栽を行う。

第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針

第1節 景観重要建造物

道路など公共の場所から誰もが容易に見ることができ、次に示す基準に該当する建造物（建築物及び工作物）を景観形成上重要な建造物として指定することができます。

ただし、文化財保護法の登録文化財、県の指定文化財などについては、原則、指定対象外とします。

【指定基準】

- ①地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること。
- ②歴史的、生活文化的、または建築的な価値が高いと認められること。
- ③地域に親しまれ、愛されていること。

※景観重要建造物として指定した場合は、市の支援制度等も活用しながら、その保全を図っていきます。

第2節 景観重要樹木

道路など公共の場所から誰もが容易に見ることができ、次に示す基準に該当する樹木を景観形成上重要な樹木として指定することができます。

ただし、市指定の保存樹・保存樹林、文化財保護法の登録文化財、県の指定文化財などについては、原則、指定対象外とします。

【指定基準】

- ①樹形や樹高など美観が優れていること。
- ②地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること。
- ③歴史的、生活文化的な価値が高いと認められること。
- ④地域に親しまれ、愛されていること。

※景観重要樹木として指定した場合は、市の支援制度等も活用しながら、その保全を図っていきます。

第5章 屋外広告物の制限

屋外広告物は、建築物等と並んで景観の重要な構成要素のひとつであり、まちを訪れる人々を適切に案内・誘導し、また様々な情報を提供するなど、生活や経済活動に欠かせないものです。

しかしながら、無秩序・大量に設置されると良好な景観を阻害することになり、適切に設置・管理されなければ、倒壊や道路交通の安全の阻害などにより、危害を及ぼす可能性もあります。

本市では、平成8年の中核市移行と同時に鹿児島市屋外広告物条例を制定し、屋外広告物行政を展開しています。

1. 屋外広告物条例に基づく景観形成

本計画策定時点の鹿児島市屋外広告物条例において、慈眼寺公園周辺地区は「第2種禁止地域」(風致地区)に該当します。

2. 屋外広告物行政の基本方針

基準に違反する広告物や、許可を得ていない広告物については、指導等による改善を促すとともに、市民や事業者と一体となって簡易除却等に取り組み、慈眼寺公園周辺地区の良好な景観の保全に努めます。

第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項、占用許可等の基準

1. 景観重要公共施設の指定

(1) 景観重要公共施設の指定の考え方

道路や河川、公園などの公共施設は、景観を構成する重要な要素であるとともに、住民や事業者に対し、良好な景観のモデルを示す先導的な責務もあります。行政が景観に配慮した公共施設の整備を行うことで、地区の景観を向上させるとともに、住民の景観に関する意識の高揚を図っていくことにつながります。

ここでは、特定公共施設（景観法第8条第2項第4号ロ）のうち、慈眼寺公園周辺地区景観計画の区域内において景観の骨格となり、景観形成上重要な役割を果たすものについて、景観重要公共施設に指定し、良好な景観の形成に向けた整備に関する事項及び占用等の許可の基準を定めます。

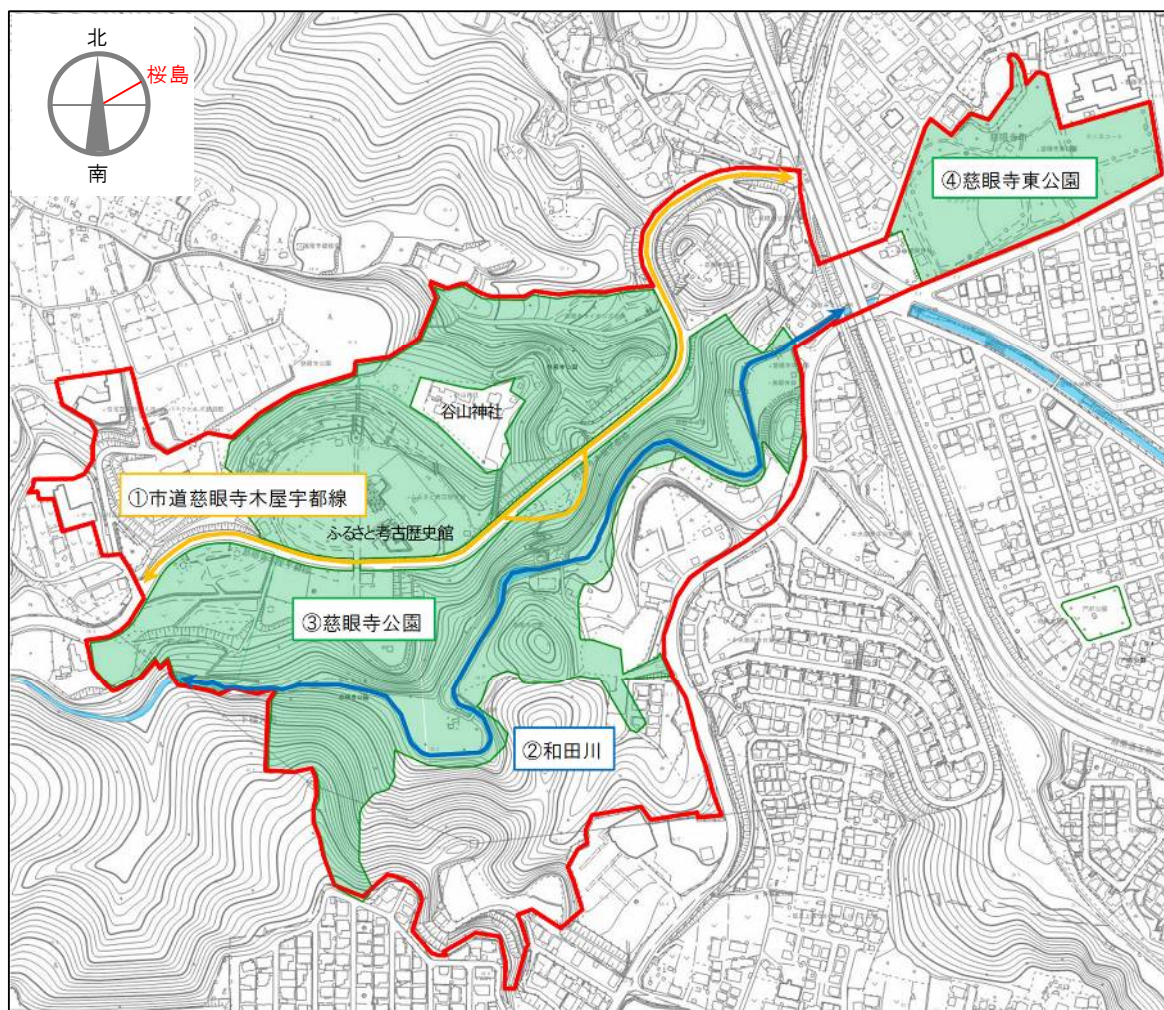
今後、指定された景観重要公共施設において必要な整備等を実施する場合には、これらの基準等を踏まえ、景観に配慮するとともに、既存の施設を含めた良好な維持管理を行うことによって、さらに魅力的な景観形成を推進することとします。

また、指定されていない特定公共施設はもとより、特定公共施設以外の公共施設についても、本計画の主旨を踏まえ、景観に配慮した整備等に努めるものとします。

(2) 景観重要公共施設の一覧

種別・名称	位置・範囲（起点～終点）	施設管理者
道路法による道路		
① 市道慈眼寺木屋宇都線	慈眼寺町 3799 番 3 先 ～ 下福元町 3719 番先 ※区域内の一部区間	鹿児島市
河川法による河川		
② 和田川	下福元町 3721 番先 ～ 慈眼寺町 24 番 1 ※区域内の全区間	鹿児島市
都市公園法による公園		
③ 慈眼寺公園	下福元町字、行司田、内の田、稻荷山、大根木田、東迫、安の宇都 ※慈眼寺公園の全部	鹿児島市
④ 慈眼寺東公園	慈眼寺町 16 番 ※慈眼寺東公園の全部	鹿児島市

【位置図】



① 市道慈眼寺木屋宇都線



② 和田川



③ 慈眼寺公園



④ 慈眼寺東公園



2. 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 道路

①概要

ア 市道慈眼寺木屋宇都線

市道慈眼寺木屋宇都線は、副都心である谷山地区の中心部と慈眼寺公園や谷山神社などを結ぶ主要な道路です。特に本地区内では、通称「あじさい道路」と呼ばれ、沿道の擁壁にアジサイを植栽するなど、景観に配慮した取組みが行われています。

②整備に関する方針

- ・道路の構造や仕上げは、利用者の安全性と快適性を確保しつつ、周辺の自然環境との調和に配慮したものとします。
- ・道路附属物の整備を行う場合は、周辺の自然環境との調和に配慮することとします。
- ・法面、擁壁の整備については、周辺の自然環境と調和した工法、素材の使用等に努めることとします。

③整備に関する基準

整備基準を以下のとおり定めます。ただし、法令等の規定や安全上、機能上やむを得ないと認められる項目についてはこの限りではありません。

施設	整備基準
舗装	
道路附属物 ・防護柵 ・道路照明灯 ・道路標識 ・道路反射鏡等	<ul style="list-style-type: none">・高さは、第3章第1節第2項に定める景観形成基準による。・周辺の自然環境と調和し、控えめでシンプルな透過性の高い形態・意匠とする。・光沢のある素材や反射性のある素材など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。・表面に着色しない自然素材の色彩、落ち着いた茶系（R、Y R、Y系の色相で明度5以下、彩度2以下）又はダークグレー（N2～4）の色彩を基調とする。・素材、色彩、形態・意匠について、良好な景観を形成する他の道路附属物等との融和を図り、連続性の確保に努める。
法面、擁壁	<ul style="list-style-type: none">・法面については、緑化による修景措置を行うなど、緑の連続性に配慮する。・擁壁については、自然素材の使用、もしくは化粧型枠等の景観的な配慮がなされた工法を使用するなど、周辺の自然環境との調和に配慮するとともに、現状の緑化を維持するため、適切な維持管理に努める。

(2) 河川

①概要

ア 和田川（準用河川）

和田川は、慈眼寺公園内を流れる清らかな溪流であり、園内の豊かな緑と相まって潤いと趣のある自然景観を創出しています。また、和田川周辺には酒水の井戸と呼ばれる水質の良い浄水が湧き出ており、湧水を汲みに来る市民の姿が多く見られます。

②整備に関する方針

- ・ 整備にあたっては、必要な機能や安全性・防災性を確保しつつ、生態系の保全に努め、周辺の自然環境との調和に配慮したものとします。
- ・ 歴史的雰囲気を作り出してきた護岸の石積等は、治水計画上支障のない範囲で保全・活用に努め、整備が必要となる場合においては、周辺の自然環境と調和した工法、素材の使用等に努めることとします。
- ・ 河川附属物の整備を行う場合は、周辺の自然環境との調和に配慮することとします。

③整備に関する基準

整備基準を以下のとおり定めます。ただし、法令等の規定や安全上、機能上やむを得ないと認められる項目についてはこの限りではありません。

施設	整備基準
護岸等	・ 現状の素材の保全・活用に努める。現状の素材の使用が困難な場合においては、素材や構造等について周辺の自然環境との調和に配慮する。
河川附属物 ・ 防護柵等	・ 高さは、第3章第1節第2項に定める景観形成基準による。 ・ 周辺の自然環境と調和し、控えめでシンプルな透過性の高い形態・意匠とする。 ・ 光沢のある素材や反射性のある素材など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。 ・ 表面に着色しない自然素材の色彩、落ち着いた茶系（R、Y R、Y系の色相で明度5以下、彩度2以下）又はダークグレー（N 2～4）の色彩を基調とする。 ・ 素材、色彩、形態・意匠について、良好な景観を形成する他の河川附属物等との融和を図り、連続性の確保に努める。
建築物	・ 第3章第1節第2項に定める景観形成基準による。

(3) 公園

①概要

ア 慈眼寺公園

本市の指定文化財・慈眼寺跡周辺に広がる慈眼寺公園は、豊かな自然環境が保全されており、慈眼寺自然遊歩道が設置され、紅葉や桜など四季折々の彩りや野鳥などの自然を楽しみながら散策することができます。また園内では、そうめん流しが営業され、市民の憩いの場所になっています。

イ 慈眼寺東公園

本地区の東側に位置し、谷山護国神社に隣接する慈眼寺東公園は、広場やテニスコート等が整備されており、地域住民の健康づくりの場となっています。また、保存樹に指定されているユーカリをはじめとする緑豊かな公園となっています。

②整備に関する方針

- ・周辺の自然環境との調和に配慮しながら、公園内の樹木・植栽の管理を行います。
- ・園路、広場、休憩所等の整備・修繕を行う場合は、利用者の安全性と快適性を確保しつつ、周辺の自然環境との調和を図るため、できる限り地場産の自然素材等の利用促進に努めるとともに、施設を設ける場合は、周辺の自然環境を阻害しないように配慮します。
- ・多くの人々が安心して利用できるように、園路、広場、休憩所等の整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮します。

③整備に関する基準

整備基準を以下のとおり定めます。ただし、法令等の規定や安全上、機能上やむを得ないと認められる項目についてはこの限りではありません。

施設	整備基準	
	慈眼寺公園	慈眼寺東公園
石橋等	・鹿児島市景観条例第14条第1項に定める景観重要建造物の管理基準に準ずる。	
園路、広場	・周辺の自然環境と調和した仕上げにより、自然的雰囲気演出する。	
公園附属物 ・遊具 ・防護柵 ・照明灯 ・案内標識等	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは、第3章第1節第2項に定める景観形成基準による。 ・周辺の自然環境と調和し、控えめでシンプルな透過性の高い形態・意匠とする。 ・光沢のある素材や反射性のある素材など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。 ・表面に着色しない自然素材の色彩、落ち着いた茶系（R、YR、Y系の色相で明度5以下、彩度2以下）又はダークグレー（N2～4）の色彩を基調とする。 ・素材、色彩、形態・意匠について、良好な景観を形成する他の公園附属物等との融和を図り、連続性の確保に努める。 	
建築物	・第3章第1節第2項に定める景観形成基準による。	
法面、擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ・石堀等については、特に支障のない限り、保存に努めることとし、新設や改修等を行う場合は、自然素材の使用、もしくは化粧型枠等の景観的な配慮がなされた工法を使用するなど、周辺の自然環境との調和に配慮する。 ・法面については、緑化による修景措置を行うなど、緑の連続性に配慮する。 	
樹木、植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内の樹木や植栽については、周辺の自然環境との調和に配慮しながら、適切な維持管理に努める。 <p>※ 慈眼寺東公園のユーカリとラクウショウについては、保存樹に指定されていることから対象外とする。</p>	

3. 景観重要公共施設における占用等の許可の基準

景観重要公共施設として指定した道路、河川、公園における占用等の許可の基準について、良好な景観の形成を図るため、次のとおり定めます。

(1) 本基準の対象となる工作物等

次の工作物等で1年以上設置される見込みのもの。

- ①道路法第32条第1項又は第3項の規定による許可を要する工作物、物件又は施設のうち、地表に現れるもの。
- ②河川法第24条又は第26条第1項の規定による許可を要する行為のうち、地表又は水面（断面内）に現れるもの
- ③都市公園法第6条第1項の規定による許可を要する工作物、物件又は施設のうち、地表に現れるもの。

(2) 良好な景観形成のための占用等の許可の基準

道路法第32条第1項又は第3項、河川法第24条又は第26条第1項、都市公園法第6条第1項の許可基準を以下のとおり定めます。

ただし、法令等の規定や安全上、機能上やむを得ないと認められる項目についてはこの限りではありません。

工作物、物件 又は施設 (建築物を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さは、第3章第1節第2項に定める景観形成基準による。 ・ 周辺の自然環境と調和し、控えめでシンプルな透過性の高い形態・意匠とする。 ・ 光沢のある素材や反射性のある素材など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。 ・ 表面に着色しない自然素材の色彩、落ち着いた茶系（R、Y R、Y系の色相で明度5以下、彩度2以下）又はダークグレー（N2～4）の色彩を基調とする。ただし、可能な範囲内で目立たない素材や色彩の覆い等により周辺の自然環境との調和が図られていると認められる場合はこの限りでない。
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3章第1節第2項に定める景観形成基準による。